

議案第 87 号

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例及び入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条  
例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和 2 年 9 月 1 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をした  
いので、この案を提出するものである。

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例及び入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条  
例の一部を改正する条例

(入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第1条 入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

第6条第3項中「、教育・保育給付認定」を「、法第20条第4項の規定による認定」  
に改める。

第41条第2項中「に該当する教育・保育給付認定子ども」を削り、「、教育・保育給付  
認定」を「、法第20条第4項の規定による認定」に改める。

(入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正)

第2条 入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例(平成  
27年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。